

評価点の決定方法

評価基準において、審査項目1については、次の計算方法により点数を決定する。その他の審査項目については、審査項目ごとに各委員の評価点の平均点とする。この平均点の算出については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

実績について（審査項目1 配点40点）

【評価基準】

評価の対象となる事業実績とは、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 評価の対象となる事業

ア 平成25年4月1日以降に契約し、参加表明書提出日までに1年以上の事業期間を経過したもの又は事業が完了しているもの。

イ 500台以上の照明器具をLED化する事業であること。

(2) 評価の対象となる事業形態

ア ESCO事業・・・2点

イ 賃貸借事業・・・1点

【計算方法】

点数 = 評価対象ESCO事業実績数×2 + 評価対象賃貸借事業実績数×1

※40点を上限とする。